



# 鳥取県公報

平成13年 6月18日(月)  
号外第68号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示 農業近代化資金の利子補給率の一部改正(379)(経営指導課)..... 1

## 告 示

### 鳥取県告示第379号

平成 8 年鳥取県告示第247号(農業近代化資金の利子補給率について)の一部を次のように改正する。

平成13年 6月18日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則(昭和37年鳥取県規則第 2 号)第 3 条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成13年 6月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
2 規則第 2 条第 2 項の規定により上乗せする率		2 規則第 2 条第 2 項の規定により上乗せする率	
利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率	利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率
市町村が規則第 2 条第 2 項第 5 号に規定する利子補給金(償還期限が 9 年以内であるものに限る。)を年 0.2 パーセントの割合で交付する場合	年 0.2 パーセント	市町村が規則第 2 条第 2 項第 5 号に規定する利子補給金(償還期限が 11 年以内であるものに限る。)を年 0.275 パーセントの割合で交付する場合	年 0.275 パーセント
市町村が規則第 2 条第 2 項第 5 号に規定する利子補給金(償還期限が 9 年を超え 10 年以内であるものに限る。)を年 0.225 パーセントの割合で交付する場合	年 0.225 パーセント		
市町村が規則第 2 条第 2 項第 5 号に規定する利子補給金(償還期限が 10 年を超え 11 年以内であるものに限る。)を年 0.275 パーセントの割合で交付する場合	年 0.275 パーセント		
略		略	

